

# 平成25年度の入札制度改正について

## 1 一般業務委託の最低制限価格設定率改定

- 一般業務委託・・現行より下限・上限ともに5%引上げます。

改正前：設計額の68～73% → 改正後：設計額の73～78%

- 適用開始日 平成25年4月以降の入札公告から適用

## 2 組合と組合員の同一入札への参加制限

- 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合等と当該組合の組合員の同一入札への参加を制限します。

なお、組合で当該入札に参加する場合は、組合員名簿の提出を求めます。

- 適用開始日 平成25年4月以降の入札公告から適用

## 3 系列会社の同一入札への参加制限（平成26年4月から適用予定）

- 人的（役員を兼務している会社）・資本的（親会社と子会社、親会社が同一である子会社）等、系列会社の同一入札への参加を制限します。

平成25年4月以降の新規・更新要領から提出書類として、系列会社に関する申告書を追加します。

## 4 電子入札（条件付一般競争入札）の開札時における立会いを廃止

- 地方自治法施行令の一部改正に伴い、電子入札における業者等の立会い（依頼）を廃止します。尚、希望による立会いは継続します。